平成27年4月1日 26川高企第271号

### 1 実施目的

複雑かつ多様化する地域の課題やニーズに対応するため、高津区役所(以下「区役所」という。)は市民から事業の提案を受け、協働で事業を実施することにより、それらの課題等の解決を図ることを目的として、高津区市民提案型協働事業を実施する。

### 2 対象事業の要件

- (1)対象となる事業は、区役所が行える業務の範囲内で、区役所と協働で行うことにより地域課題の解決につながるものとする。ただし、原則として提案団体がすでに自主事業として実施しているものを除く。
  - (2) 上記(1) の規定にかかわらず、次のものは対象外とする。
    - ① 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの
    - ② 政治・宗教・選挙活動を目的とするもの
    - ③ 施設等の建設や整備を目的とするもの
    - ④ 国、地方公共団体及び外郭団体から当該事業の委託・補助助成等を受けているもの
    - ⑤ 公序良俗に反するもの

#### 3 実施期間

- (1) 事業の実施期間は、原則として単年度とし、各年度の4月1日から3月 31日までの間とする。
- (2) 事業の継続を希望する場合には、改めて事業の提案を行うこととし、 同じ事業内容での提案は3年間を限度とする。

#### 4 実施主体の要件

事業を区役所と協働で行える実施主体は、原則として川崎市内に活動場所又は活動実績を有し、高津区内を対象地域として事業を行える団体で、次の要件を満たすものとする。

- (1) トライアルコース
  - ① 活動開始後3年未満であること、または、川崎市において市民提案型協

働事業を受託したことがないこと

- ② 3人以上の会員で組織していること
- ③ 組織の運営に関する規則(規約、会則等)があること
- ④ 予算・決算を管理していること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
- ⑥ 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党を推薦、支持、反対することを 目的とした団体でないこと
- ⑦ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) に規定する暴力団をいう) でないこと
- ⑧ 団体又はその代表者が租税を滞納していないこと

#### (2) アドバンスコース

- ① 原則として、1 年以上継続して活動していること
- ②~⑧ 4 (1) に同じ

## 5 募集方法

対象事業及び実施主体の募集方法は、別に定める方法で公募により行うものとする。

# 6 選定方法

対象事業及び実施主体の1次選考は区役所が書類選考により行い、2次選考は川崎市附属機関設置条例(平成27年川崎市条例第1号)に定める川崎市高津区市民提案型協働事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)が公開プレゼンテーションにより行い、その結果を基に最終的に区長が選定する。

#### 7 協定書の締結及び事業実施

前項の規定により実施が決定した事業について、次項に規定する事業経費の支出に先立ち、事業実施の対象となった団体(以下「協働事業実施団体」という。)と区長(関係する部署)は、事業実施にあたっての基本的事項や役割分担等を協議の上、その内容、経費の支出に関する事項等を併せて明示した協定書等を締結し、川崎市協働型事業のルールの趣旨を踏まえ、協働で事業を執行するものとする。

## 8 事業経費の支出

事業経費の額は、前項に規定する協議の結果、決定した役割分担に基づいて、市の負担で実施すべき部分について必要な経費を支払うものとし、年度ごとの

予算の範囲内において、区長が別途定める。

## 9 実施結果の取扱い

協働事業実施団体は、当該事業の実施中の中間報告、事業終了後の最終報告及び当該事業に対する自己評価を行うものとする。

#### 10 事業の評価

事業終了後、審査委員会は別に定める方法により当該事業の評価を行う。

### 11 募集・選定・実施状況及び実施結果の公表

区役所は、事業を運営する上で公正性、透明性を高めるため、提案団体名、提案された事業の概要、事業の実施状況、事業の実施結果等をホームページ等で公表するものとする。

## 12 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

### 附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月29日制定、高津区協働事業提案事業実施要領(17川 高総第1086号)は平成27年4月1日をもって廃止する。

### 附則

1 この要領は、令和元年11月1日から施行する。

### 附則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附則

1 この要領は、令和2年11月1日から施行する。

## 附則

1 この要領は、令和3年11月1日から施行する。